

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																		
（ 占 用 料 の 減 免 ） 第 3 条 区長は、次に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占有者の申請により、占有料の額の一部又は全部を免除することができる。 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの ～ 〔略〕 （ 占 用 料 の 徴 収 方 法 ） 第 4 条 占有料は、占有の期間（電線共同溝に係る占有料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 10 条、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有の期間の開始の前に納入通知書により徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる占有料は、当該各号に定める時期に徴収するものとする。 ・ 〔略〕 2・3 〔略〕 別表 <table><tr><th>占 用 物 件</th><th>単位</th><th>占 用 料</th></tr><tr><td>法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	占 用 物 件	単位	占 用 料	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	〔略〕	〔略〕	法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	〔略〕	〔略〕	〔同左〕 第 3 条 〔同左〕 法第 35 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 18 条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの ～ 〔略〕 〔同左〕 第 4 条 占有料は、占有の期間（電線共同溝に係る占有料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第 21 条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有の期間の開始の前に納入通知書により徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる占有料は、当該各号に定める時期に徴収するものとする。 ・ 〔略〕 2・3 〔略〕 別表 <table><tr><th>占 用 物 件</th><th>単位</th><th>占 用 料</th></tr><tr><td>〔同左〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔同左〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	占 用 物 件	単位	占 用 料	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
占 用 物 件	単位	占 用 料																	
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	〔略〕	〔略〕																	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	〔略〕	〔略〕																	
占 用 物 件	単位	占 用 料																	
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																	
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																	

法第32条第1項第3号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
法第32条第1項第4号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
法第32条第1項第5号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
法第32条第1項第6号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	〔略〕	〔略〕	令第7条第1号に掲げる物件	〔略〕	〔略〕
令第7条第2号に掲げる工作物	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第3号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第12号に掲げる器具	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第13号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
備考 〔略〕					

〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
備考 〔略〕					

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
（国の行う道路の占有の特例） 第３５条 国の行う事業のための道路の占有については、第３２条第１項及び第３項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第２項各号に掲げる事項及び第３９条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。 （占用料の徴収） 第３９条 道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第６条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 ２ 〔略〕	〔同左〕 第３５条 〔同左〕 〔同左〕 第３９条 道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第６条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。 ２ 〔略〕

【施行期日】平成２５年９月２日

道路法施行令の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
〔削除〕	（<u>占用料を徴収しない国の事業</u>） 第１８条 <u>法第３９条第１項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> — <u>一般会計をもつて経理する事業</u> — <u>特別会計をもつて経理する事業のうち、企業性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの</u>

【施行期日】平成２５年９月２日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（抄）

（国の行う電線共同溝の占有の許可等の特例）

第２１条 国の行う電線共同溝の占有又は占有に係る権利の譲渡については、国と道路管理者との協議が成立することをもって、第１０条、第１１条第１項若しくは第１２条第１項の規定による許可又は第１５条第１項の規定による承認を受けたものとみなす。